

(別表) (第2関係)

1 事業名	2 補助事業者	3 基準額	4 補助対象経費	5 補助率等
PCR等検査体制強化事業	新型コロナウイルス検査を行う医療機関の開設者、民間検査機関	検査機器等購入費 知事が必要と認めた額	当該年度に係る 新型コロナウイルス検査を行うために必要な次のPCR検査機器等の購入及び借入れ ①次世代シーケンサー ②リアルタイムPCR ③等温遺伝子増幅装置 ④全自動化学発光酵素免疫測定装置（令和2年6月25日から適用）	10/10以内
新型コロナウイルス感染症対応医療機器等整備事業 (設備等整備事業)	帰国者・接触者外来等の開設者等	次により算出された額の合計額 ①医療用シェルター等（簡易診療室）及び付帯する備品 知事が必要と認めた額 ②HEPAフィルター付き空気清浄機（陰圧対応） 1 医療機関あたり905,000円 ③HEPAフィルター付きパーテーション 205,000円×知事が必要と認めた台数 ④個人防護具 3,600円×知事が必要と認めた人数 ⑤簡易ベッド 51,400円×知事が必要と認めた台数	当該年度に係る 帰国者・接触者外来等を運営するために必要な次の経費 ①簡易診療室として使用する医療用シェルター（但し堅固なフレームを有するものに限る）等及び付帯する備品の購入及び借入れ ②HEPAフィルター付き空気清浄機の購入及び借入れ ③HEPAフィルター付きパーテーションの購入及び借入れ ④個人防護具の購入 ⑤簡易ベッドの購入及び借入れ	10/10以内
	重症化して集中治療が必要な新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる医療機関として知事が協力を依頼した医療機関の開設者（高度医療機関）	次により算出された額の合計額 ①人工呼吸器及び付帯する備品 5,000,000円×知事が必要と認めた台数 ②体外式膜型人工肺及び付帯する備品 21,000,000円×知事が必要と認めた台数 ③個人防護具 3,600円×知事が必要と認めた人数	当該年度に係る 重症化した新型コロナウイルス感染症患者を受け入れるために必要な次の経費 ①人工呼吸器及び付帯する備品の購入及び借入れ ②体外式膜型人工肺及び付帯する備品の購入及び借入れ ③個人防護具の購入	10/10以内
	新型コロナウイルス感染症対応医療機器等整備事業（設備等整備事業）	次により算出された額の合計額 ①臨時病室等改修費 1 医療機関あたり 20,000,000円 ②患者受入施設用備品等購入及び借入れ 1 医療機関あたり 40,000,000円	当該年度に係る 重症化した新型コロナウイルス感染症患者を受け入れるために必要な次の経費 ①施設整備費（臨時病室等の改修費に係るものに限る） ②設備整備費（備品及び消耗品の購入及び借入れに限る）	10/10以内
	新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる感染症指定医療機関以外の医療機関及び感染症指定医療機関であって感染症指定病床以外の病床で新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる医療機関として知事が協力を依頼した医療機関の開設者（高度医療機関を除く）（入院協力医療機関）	次により算出された額の合計額 ①医療用シェルター等（簡易病室）及び付帯する備品 知事が必要と認めた額 ②個人防護具 3,600円×知事が必要と認めた人数 ③簡易陰圧装置 4,320,000円×知事が必要と認めた病床数	当該年度に係る 新型コロナウイルス感染症患者を受け入れるために必要な次の経費 ①簡易病室として使用する医療用シェルター（但し堅固なフレームを有するものに限る）等及び付帯する備品の購入及び借入れ ②個人防護具の購入 ③簡易陰圧装置の購入及び借入れ	10/10以内
	専用の病棟を設け新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる医療機関として知事が協力を依頼した医療機関の開設者（専用病棟）	1 医療機関あたり 1,000,000円	当該年度に係る 医療用パーテーションその他知事が必要と認めた備品及び消耗品の購入及び借入れ	10/10以内

1 事業名	2 補助事業者	3 基準額	4 補助対象経費	5 補助率等
新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れる医療機関として知事が協力を依頼した医療機関の開設者、または知事が協力を依頼したものとみなした医療機関の開設者		次により算出された額の合計額 ①病床の確保料 下記(1)～(3)に該当する上限額×知事が必要と認めた日数 (1)ICU内の病床 1床当たり97,000円/日 (2)重症患者又は中等症患者を受け入れ酸素投与及び呼吸モニタリングなどが可能な病床 1床当たり41,000円/日 (3)上記以外の場合 1床当たり16,000円/日 ②退院後消毒等に要した経費 知事が必要と認めた額	当該年度に係る ①空床確保に要する経費 ②新型コロナウイルス感染症患者退院後の消毒費用	10/10以内
新型コロナウイルス感染症対応医療機器等整備事業(病床確保事業)	新型コロナウイルス感染症疑い患者受入協力医療機関(以下「協力医療機関」として知事が指定した医療機関の開設者、または知事が国と協議して協力医療機関として指定したものとみなした医療機関の開設者)	次により算出された額の合計額 ①稼働病床の確保料 下記(1)～(3)に該当する上限額×知事が必要と認めた日数 (1)ICU 1床当たり301,000円/日 (2)HCU 1床当たり211,000円/日 (3)上記以外の病床 1床当たり52,000円/日 ②休止病床の確保料 下記(1)～(4)に該当する上限額×知事が必要と認めた日数 (1)ICU 1床当たり301,000円/日 (2)HCU 1床当たり211,000円/日 (3)療養病床 1床当たり16,000円/日 (4)上記以外の病床 1床当たり52,000円/日	当該年度に係る 空床確保に要する経費	10/10以内
新型コロナウイルス感染症重点医療機関(以下「重点医療機関」として知事が指定した医療機関の開設者、または知事が国と協議して重点医療機関として指定したものとみなした医療機関の開設者)		次により算出された額の合計額 ①稼働病床の確保料 下記(1)～(3)に該当する上限額×知事が必要と認めた日数 (1)ICU 1床当たり301,000円/日 (2)HCU 1床当たり211,000円/日 (3)上記以外の病床 1床当たり52,000円/日 ②休止病床の確保料 下記(1)～(4)に該当する上限額×知事が必要と認めた日数 (1)ICU 1床当たり301,000円/日 (2)HCU 1床当たり211,000円/日 (3)療養病床 1床当たり16,000円/日 (4)上記以外の病床 1床当たり52,000円/日	当該年度に係る 空床確保に要する経費	10/10以内
新型コロナウイルス感染症専用病棟等受入体制整備支援事業	重点医療機関として知事が指定した医療機関の開設者、または知事が国と協議して重点医療機関として指定したものとみなした医療機関の開設者、及び新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関のうち高度な医療を提供する医療機関	次により算出された額の合計額 ①超音波画像診断装置 11,000,000円 ×知事が必要と認めた台数 ②血液浄化装置 6,600,000円 ×知事が必要と認めた台数 ③気管支鏡 5,500,000円 ×知事が必要と認めた台数 ④C T撮影装置等(画像診断支援プログラムを含む) 66,000,000円 ×知事が必要と認めた台数 ⑤生体情報モニタ 1,100,000円 ×知事が必要と認めた台数 ⑥分娩監視装置 2,200,000円 ×知事が必要と認めた台数 ⑦新生児モニタ 1,100,000円 ×知事が必要と認めた台数	当該年度に係る 重点医療機関等において高度かつ適切な医療を提供するために必要な次の経費 ①超音波画像診断装置の購入及び借入れ ②血液浄化装置の購入及び借入れ ③気管支鏡の購入及び借入れ ④C T撮影装置等(画像診断支援プログラムを含む)の購入及び借入れ ⑤生体情報モニタの購入及び借入れ ⑥分娩監視装置の購入及び借入れ ⑦新生児モニタの購入及び借入れ	10/10以内

1 事業名	2 補助事業者	3 基準額	4 補助対象経費	5 補助率等
救急・周産期・小児医療機関施設整備等支援事業	新型コロナウイルス感染症が疑われる患者を診療する医療機関として県に登録した救急医療・周産期医療・小児医療のいずれかを担う医療機関の開設者（ただし保険医療機関の開設者に限る）	次に算出された額の合計額 （設備整備等事業） ・初度設備費 133,000円×知事が必要と認めた病床数 ・個人防護具 3,600円×知事が必要と認めた人数 ・簡易陰圧装置 4,320,000円×知事が必要と認めた病床数 ・簡易ベッド 51,400円×知事が必要と認めた台数 ・簡易診療室 [※] 及び付帯する備品実費相当額 ・HEPAフィルター付空気清浄機（陰圧対応） 1 医療機関当たり905,000円 ・HEPAフィルター付パーテーション 205,000円×知事が必要と認めた台数 ・消毒経費 実費相当額 ・新型コロナウイルス感染症を疑う患者の診療に要する備品（救急医療を担う医療機関） 1 医療機関当たり300,000円 ・新型コロナウイルス感染症を疑う患者に使用する保育器（周産期又は小児医療を担う医療機関） 1,500,000円×知事が必要と認めた台数 ※簡易診療室とは、テントやプレハブなど簡易な構造をもち、緊急的かつ一時的に設置するものであって、新型コロナウイルス感染症患者等に外来診療を行う診療室をいう。	当該年度に係る 疑い患者が救急・周産期・小児医療機関を受診した場合においても診療できるよう体制確保に必要な次の経費 （設備整備等事業） ・初度設備費 ・個人防護具の購入 ・簡易陰圧装置の購入及び借入れ ・簡易ベッドの購入及び借入れ ・簡易診療室 [※] 及び付帯する備品の購入及び借入れ ・HEPAフィルター付空気清浄機の購入及び借入れ ・HEPAフィルター付パーテーションの購入及び借入れ ・消毒経費 ・新型コロナウイルス感染症を疑う患者の診療に要する備品の購入及び借入れ（救急医療を担う医療機関） ・新型コロナウイルス感染症を疑う患者に使用する保育器の購入及び借入れ（周産期又は小児医療を担う医療機関）	10/10以内
		（支援金支給事業） ・99床以下の医療機関 20,000,000円 ・100床以上の医療機関 30,000,000円 ・以降100床ごとに 10,000,000円を上記の額に追加 ・新型コロナウイルス感染症患者の入院受入れを割り当てた医療機関 上記の額に10,000,000円を加算	当該年度に係る 新型コロナウイルス感染症に対応した感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する経費（賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料、医薬材料費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費。ただし従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費は除く。）	10/10以内
新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業	病院（「救急・周産期・小児医療機関施設整備等支援事業」の支援金支給事業の対象となる病院の開設者（ただし保険医療機関の開設者に限る）	1施設あたり 2,000千円+50千円×許可病床数	当該年度に係る 新型コロナウイルス感染症に対応した感染拡大防止対策や診療体制確保に要する経費（賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料、医薬材料費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費。ただし従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費は除く。）	10/10以内
	有床診療所（「救急・周産期・小児医療機関施設整備等支援事業」の支援金支給事業の対象となる病院を除く）の開設者（ただし保険医療機関の開設者に限る）	1施設あたり 2,000千円	当該年度に係る 新型コロナウイルス感染症に対応した感染拡大防止対策や診療体制確保に要する経費（賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料、医薬材料費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費。ただし従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費は除く。）	
	無床診療所（「救急・周産期・小児医療機関施設整備等支援事業」の支援金支給事業の対象となる病院を除く）の開設者（ただし保険医療機関の開設者に限る）	1施設あたり 1,000千円	当該年度に係る 新型コロナウイルス感染症に対応した感染拡大防止対策や診療体制確保に要する経費（賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料、医薬材料費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費。ただし従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費は除く。）	
	助産所の開設者	1施設あたり 700千円	当該年度に係る 新型コロナウイルス感染症に対応した感染拡大防止対策や診療体制確保に要する経費（賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料、医薬材料費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費。ただし従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費は除く。）	

1 事業名	2 補助事業者	3 基準額	4 補助対象経費	5 補助率等
新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業	薬局の開設者 (ただし保険薬局の開設者に限る)	1施設あたり 700千円	当該年度に係る 新型コロナウイルス感染症に対応した感染拡大防止対策や診療体制確保に要する経費(賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料、医薬材料費)、役務費(通信運搬費、手数料、保険料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費。ただし従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費は除く。)	10/10以内
	訪問看護ステーションの開設者 (ただし指定訪問看護事業者に限る)	1施設あたり 700千円	当該年度に係る 新型コロナウイルス感染症に対応した感染拡大防止対策や診療体制確保に要する経費(賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料、医薬材料費)、役務費(通信運搬費、手数料、保険料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費。ただし従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費は除く。)	
新型コロナウイルス感染症患者受入医療機関支援事業 (医療機関への協力金の支給)	一般病床等で新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる病院の開設者	別添1のとおり。 ※受入実績に応じ以下の合計額を協力金として支給 基礎額: 最大受入病床数(一般病床等)に応じる 加算額: 最大受入病床数(一般病床等)のうち、別途定める重症者を受け入れた病床数に応じる。	—	定額
	無床診療所又は有床診療所の開設者	無床診療所: 3,500千円 有床診療所: 4,000千円 ※新型コロナウイルス感染症を要因として、院内感染や医療従事者の曝露等により休業した場合に、休業前までの診療継続に対する協力金を病床の有無に応じて定額で支給	—	
周産期診療体制整備事業	総合周産期母子医療センター等の医療機関の開設者	設備整備費 知事が必要と認めた額	当該年度に係る設備整備費 新型コロナウイルスに係る妊産婦の分娩のために知事が必要と認めた設備の整備費用	1/3以内
		診療体制維持費 知事が必要と認めた額	当該年度に係る診療体制維持費 新型コロナウイルスに係る妊産婦の分娩に伴い、診療体制を維持するために新たに確保した医師等の人件費等	1/2以内
オンライン診療導入支援事業	オンライン診療を導入する医療機関の開設者	1医療機関あたり 200,000円	当該年度に係る 導入経費・運営経費(情報通信機器等の購入経費、オンライン診療運営費、インターネット接続料等)	10/10以内
患者受入調整・搬送事業	搬送に同乗する医師等の在籍医療機関の開設者	・患者搬送同乗者経費 医師 1人1時間当たり 7,550円 医師以外の医療従事者 1人1時間当たり 2,760円 ・患者搬送費 実費相当額	当該年度に係る 「県新型コロナウイルス感染症患者受入調整本部」において決定された、患者搬送(※)に係る経費(賃金、報酬、謝金、旅費、役務費(通信運搬費、保険料)、委託料) ※①新型コロナウイルス感染症患者の県外への搬送 ②受入先の調整に伴う新型コロナウイルス感染症患者以外の患者の搬送	10/10以内
医療人材確保・派遣等支援事業費	医療従事者を派遣等する医療機関の開設者	別添2のとおり	当該年度に係る 派遣後の診療体制を構築するための経費、派遣する医療従事者の旅費・宿泊費等(賃金、報酬、謝金、旅費、役務費(保険料)、委託料)	10/10以内
医療従事者宿泊施設確保事業	新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる医療機関等の開設者	・医療従事者宿泊施設確保経費 1室当たり 13,100円/日 1食当たり 1,500円 ※ただし、所要経費が上記を下回る場合、その額とする。	当該年度に係る 医療従事者の宿泊費、食糧費等	10/10以内
特殊勤務手当支援事業	新型コロナウイルス感染症に係る特殊勤務手当を支給する医療機関の開設者	1人当たり 4,000円/日 ※ただし、医療機関の実支給額が上記を下回る場合、その額とする。	当該年度に係る 医療機関が職員向けに支給する特殊勤務手当費	①手当額 2,000円/日以上 公的・民間 2/3以内 公立 1/2以内 ②手当額 2,000円/日未満 公的・民間 1/2以内 公立 1/3以内

1 事業名	2 補助事業者	3 基準額	4 補助対象経費	5 補助率等
軽症者等受入施設等確保事業	宿泊施設等とオンライン診療を行う医療機関の開設者	1 医療機関あたり 200,000円	当該年度に係る 導入経費・運営経費（情報通信機器等の購入経費、インターネット接続料等） ※ソフトウェアの導入・使用に係る費用は補助対象外	10/10以内
薬剤師派遣体制確保事業	薬剤師を派遣する医療機関・薬局の開設者	1 人 1 時間当たり 2,760円	当該年度に係る 派遣する薬剤師の旅費・宿泊費等（賃金、報酬、謝金、旅費、役務費（保険料）、委託料）	10/10以内

注 事業の目的、内容、留意事項等は、別に定める事業実施要領によるものとする。

別添 1

新型コロナウイルス感染症患者受入医療機関支援事業（医療機関への協力金の支給）（病院分）

最大受入病床数	基本額	最大受入病床数	重症者受入加算
1 床	2,000千円	1 床	5,000千円
2 床	4,000千円	2 床	10,000千円
3 床	6,000千円	3 床	15,000千円
4 床	8,000千円	4 床以上	20,000千円
5 床	10,000千円		
6～10床	13,000千円		
11～20床	16,000千円		
21床以上	19,000千円		

※一般病床等における受入を対象とする。

※受入実績に応じ、基礎額及び重症者受入加算の合計額を協力金として支給する。

※重症者の定義は呼吸器症状の程度等により別途定める。

別添 2

医療人材確保・派遣等支援事業

事業名	補助基準額
新型コロナウイルス重症患者を診療する医療従事者派遣体制の確保事業	医師 1 人 1 時間当たり 7,550円 医師以外の医療従事者 1 人 1 時間当たり 2,760円
新型コロナウイルスに感染した医師にかわり診療を行う医師派遣体制の確保事業	医師 1 人 1 時間当たり 7,550円
新型コロナウイルス感染症の影響に対応した医療機関の地域医療支援体制構築事業	医師 1 人 1 時間当たり 2,265円 医師以外の医療従事者 1 人 1 時間当たり 562円